

## 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊美唄駐屯地  
第345会計隊美唄派遣隊長 須田 博文

下記のとおり一般競争入札（売払）を行います。

### 1 競争に付する事項

- (1) 件名：Aグループ 鉄屑ほか3件 別紙第1「Aグループ内訳書」のとおり  
Bグループ 廃バッテリーほか19件 別紙第2「Bグループ内訳書」のとおり
- (2) 搬出場所：陸上自衛隊美唄駐屯地
- (3) 搬出期限：代金納入後5日以内（ただし令和5年8月31日（木）まで搬出）

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 全省庁統一資格において「物品の買受け」で「C以上」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者であること。
- (3) 「入札及び契約心得」を遵守している者であること。
- (4) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 別紙第3「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (6) 現場確認を行った者であること。

### 3 契約条項を示す場所

- (1) 陸上自衛隊美唄駐屯地第345会計隊美唄派遣隊 契約班
- (2) 北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsd/nae/fin>

### 4 入札説明会の場所及び日時

- (1) 実施しない。ただし、当該物品の現場確認は令和5年7月10日～令和5年7月24日（土日祝日除く、9時～16時）まで設定する。
- (2) 現場確認に際しては、実施の3日前（休日等を含む場合はその前日）の12時までに前項（1）の部署へ必ず電話連絡を行うこと。

### 5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場所 陸上自衛隊美唄駐屯地 会計隊入札室
- (2) 日時 令和5年7月28日（金）10時00分～（0950以降入室可）

### 6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

### 7 無効入札

- (1) 第2項に示した競争に参加する者に必要な資格がない者による入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者（委託された者も含む）の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 電話、電報、FAXによる入札
- (5) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) 入札開始時刻に遅れた者の入札
- (6) 現場確認をしていない者のした入札

### 8 契約書の作成

- (1) 落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項は駐屯地用標準契約書「不用物品売払契約条項」、特約条項は「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」とする。

## 9 落札決定方式

- (1) 総額とし当隊所定の予定価格を上回る最高入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、再度入札を実施する場合は、直ちに実施するが郵便入札を含む場合は官側が日時を指定する。

## 10 所有権移転の時期

当該物件の引渡し完了した時とする。

## 11 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 落札者は、内訳書を直ちに提出すること。
- (3) 入札に参加する者は資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- (4) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 売払物品の現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品の不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (6) 解体作業及び搬出作業は自衛隊の課業時間内とする。
- (7) 取得した物品を搬出する場合は各担当者の点検を受けた後搬出する。
- (8) 取得物品は原型のままの使用を禁止する。
- (9) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は買受人の負担とする。
- (10) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (11) 売払物品の使用等に必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (12) 郵便による入札は可能とする。郵便入札の場合は封筒に「AGp 鉄屑ほか3件入札書在中」又は「BGp 廃バッテリーほか19件入札書在中」と記載の上、令和5年7月27日（木）17時00分まで必着とする。
- (13) 入札者は次の文面を入札書に記載するものとする。「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する誓約条項について誓約いたします。」
- (14) 郵便による入札の送付先及び入札に関する事項の問い合わせ先  
〒072-0821  
北海道美唄市南美唄上1条4丁目  
陸上自衛隊美唄駐屯地第345会計隊美唄派遣隊 契約班 （担当：須田）  
TEL 0126-62-7141（内線345）  
FAX 0126-62-7141（内線441）

## 12 公告掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所：美唄・滝川・岩見沢各駐屯地会計隊、美唄・月形・滝川・岩見沢各商工会議所  
北部方面会計隊ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/nse/fin/>)
- (2) 掲示期間：令和5年7月6日～令和5年7月28日

## Aグループ内訳書

No	品名	規格	単位	数量	備考
1	鉄屑	級外	Kg	8,106	
2	鉄屑	アルミ	Kg	20	
3	鉄屑	銅	Kg	9	
4	鉄屑	ステンレス	Kg	2	

## Bグループ内訳書

No	品名	規格	単位	数量	重量 (kg)	重量小計 (kg)	備考
1	廃バッテリー	38B19L	EA	1	8.5	8.5	
2	廃バッテリー	38B20R	EA	11	9.0	99.0	
3	廃バッテリー	12m7.2B	EA	26	3.0	78.0	
4	廃バッテリー	6m4.5	EA	1	1.5	1.5	
5	廃バッテリー	30A19L	EA	1	6.0	6.0	
6	廃バッテリー	40B19L	EA	1	8.5	8.5	
7	廃バッテリー	40B19R	EA	22	8.5	187.0	
8	廃バッテリー	55B24R	EA	1	10.0	10.0	
9	廃バッテリー	80D26R	EA	6	16.0	96.0	
10	廃バッテリー	95D31R	EA	2	17.0	34.0	
11	廃バッテリー	105D31R	EA	3	19.0	57.0	
12	廃バッテリー	145F51	EA	2	34.0	68.0	
13	廃バッテリー	150F51	EA	2	34.0	68.0	
14	廃バッテリー	155G51	EA	8	36.0	288.0	
15	廃バッテリー	160F51	EA	2	34.0	68.0	
16	廃バッテリー	195G51	EA	2	36.0	72.0	
17	廃バッテリー	YB14L-B2	EA	1	5.0	5.0	
18	廃バッテリー	YB18L-A	EA	1	6.0	6.0	
19	廃バッテリー	MB3L-X	EA	1	5.0	5.0	
20	廃バッテリー	Y50-N18L	EA	1	5.0	5.0	
	合計			95		1,170.50	

## 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。  
ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。  
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
  - (2) 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。  
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事、その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。  
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。  
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。